

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月2日
【会社名】	株式会社ピアラ
【英訳名】	PIALA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飛鳥 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松田 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松田 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 29,998,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	113,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下、「本第三者割当」といいます。）は、2024年12月2日開催の取締役会決議によります。
2. 当社と割当予定先である株式会社ジーニー（以下、「割当予定先」又は「ジーニー」といいます。）は、2024年12月2日付で投資契約書を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	113,200株	29,998,000	14,999,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	113,200株	29,998,000	14,999,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は14,999,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
265	132.5	100株	2024年12月18日	-	2024年12月18日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に、当社と割当予定先との間で株式総数引受契約（以下、「本株式総数引受契約」といいます。）を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で本株式総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ピアラ	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
29,998,000	3,000,000	26,998,000

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用（180万円）、登記関連費用、その他諸費用等でありま  
す。

#### （2）【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（円）	支払予定時期
運転資金	26,998,000	2024年12月～2025年12月

（注） 調達資金を実際に支出するまでには、銀行口座にて管理いたします。

当社は、2021年12月期から3期連続で赤字を計上しており、業績回復に向けて新規クライアントの獲得や既存クライアントの拡大、納品力の向上等の様々な施策を実施しております。その結果として2024年12月期に関しては、第3四半期連結累計期間においての売上高が前年同期比32.7%増加の9,364百万円と、既に2023年12月期通期の売上高を上回って進捗するなど回復傾向にあることや、第3四半期会計期間においては当社単体として黒字転換するまでに回復しております。

引き続き、業績の回復を進めるため、運転資金の充実化を行い、積極的な採用活動の強化を進めることで人員の増加を図ることで、通期での業績回復を推進してまいります。

なお、資金調達額については、2024年11月14日付で割当予定先と締結している業務提携契約の一環として、両社での協議により決定しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### （1）割当予定先の概要

名称	株式会社ジーニー
本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 第14期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月28日 関東財務局長に提出 （訂正有価証券報告書） 第14期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年7月12日 関東財務局長に提出 （半期報告書） 第15期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日 関東財務局長に提出

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	ジーニー、その連結子会社であるCATS株式会社及びグループ会社であるJAPAN AI株式会社との取引がございます。 また、ジーニーの連結子会社であるソーシャルワイヤー株式会社とも過去に取引を行った実績があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

## (3) 割当予定先の選定理由

当社は、「全てがWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing For Your Life」をビジョンに、クライアントのオールデータパートナーとなるべくヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販DX事業を軸に事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客の獲得から既存顧客の育成等を、一気通貫の専門ソリューションとして提供してまいりました。また、2023年12月期から第3創業期と位置付け、「通販DX事業」「マーケティングDX事業（異業種展開）」「自社事業（新規事業）」の3軸からなる成長戦略のもと、ブランド価値創造企業として、更なる成長を目指してまいりました。

しかしながら、当社グループ（当社並びに当社の連結子会社を含むグループ会社）を取り巻く環境は景表法の規制強化等で依然として厳しい状況が続いており、生成AIの活用など変化が著しい中で、当社グループは2021年12月期から継続して赤字を計上してまいりました。直近の業績では売上高は回復傾向にあるものの利益面の回復に時間を要していることや、子会社の回復及び新規事業の収益化の遅れ等が続いており、結果として3期連続赤字や自己資本比率の低下に繋がっていることから、これらの状況を改善させるべく収益基盤や財務基盤の強化施策を模索してまいりました。

そのような中で、当社グループと事業シナジーのある第三者と提携を行うことで収益及び財務面での改善を行うことが、当社グループの事業成長や企業価値向上に資すると考え、提携先の選定を開始いたしました。候補先の1つであったジーニーとは様々な可能性を協議しており、その中でまずは業務提携を行い、両社の事業価値向上を図るべく、2024年11月14日付「株式会社ジーニーとの業務提携契約の締結に関するお知らせ」で公表しているとおり、当社はジーニーと業務提携契約を締結いたしました。ジーニーは「誰もがマーケティングで成功できる世界を創る」「日本発の世界的なテクノロジー企業となり、日本とアジアに貢献する」という2つのパーパスを掲げ、広告プラットフォーム事業、デジタルPR事業、マーケティングSaaS事業及び海外事業の4事業を展開しております。広告プラットフォーム事業ではGENIEE DSPやGENIEE SSPといったプラットフォームを提供しており、費用対広告効果を最大化させるプラットフォームとして国内シェアトップクラスとなっております。デジタルPR事業では、企業や官公庁・団体等に対して、製品やサービス・事業等に関するリリース配信サービス、インフルエンサーPRサービス、新聞・雑誌・WEB・SNS等各種メディアの調査・報告サービス等を提供しております。マーケティングSaaS事業では集客から販促、受注までを通貫して実行できる唯一の国産セールス&マーケティングプラットフォームを提供しております。海外事業においては、広告プラットフォームを成長著しいアジア圏を中心に積極的に展開しております。

また、当社とも取引実績があり、ジーニーのグループ会社であるJAPAN AI株式会社は最先端の生成AIソリューションを提供しており、適宜プロダクトを改良することでクライアントへの提供価値を最大化できる体制を整えております。

業務提携契約締結にあたり、両社を取り巻く環境や今後の事業展望等を協議し、両社の理解が深まる中で、まずはジーニーの提供するチャットプロダクト等にて連携を開始し、当初想定していた当社の財務基盤の強化についての検討を重ねた結果、第三者割当増資を行うことで先んじて締結した業務提携に加えて、更に両社の協力体制を拡大・強化できることで、両社の事業シナジーやそれに伴う今後の事業展開をこれまで以上に推進し、両社の企業価値や株主価値向上に資すると判断いたしました。

2024年11月14日付でジーニーと業務提携契約を締結し、以下を対象として両社で協議を進めていくことを合意しております。

販売活動において、相互の提供サービスを優先的に紹介斡旋し、既存顧客へのクロスセル推進  
AIサービスの利用及び当該利用を通じて新たな開発を含めた両社グループにおける検討の推進並びに両社グループのシステム資産、ノウハウ及びリソースを利用した業務効率化によるコスト削減

## (4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 113,200株

#### (5) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、短期的な売却や転売予定はないものの、経済環境や市場動向など、常に化する状況に柔軟に対応できるよう、機動的に投資判断を行うことも考慮していると口頭で確認しております。

なお、当社は割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨を口頭による報告を受けております。また、当社は割当予定先が2024年6月28日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（2024年3月期）の2024年3月31日における連結財政状態計算書により、割当予定先が株式の払込みに要する十分な預金等の流動資産（現金及び現金同等物2,494,494千円、流動資産計5,493,973千円）を保有していることを確認しております。

#### (7) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所グロース市場に上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日：2024年6月28日）に記載している、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、ジーニー及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。さらに、当社は、割当予定先との間で締結する投資契約書において、割当予定先から、反社会的勢力との間に利益供与関係又は委任若しくは雇用関係がなく、反社会的勢力が直接・間接を問わず割当予定先の経営及び業務に関与していない旨の表明及び保証を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠

本株式の発行価格は、割当予定先との協議を経て、本株式の発行に係る2024年12月2日開催の取締役会決議（以下、「本取締役会決議日」）の直前1ヶ月間の（2024年10月30日～2024年11月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の平均終値265円といたしました。

発行価格の決定に際し、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値単純平均を基準としたのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断したためです。

また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためです。かかる発行価格は、発行価格を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、以上のことから、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

本株式の発行価格である265円（小数点未満を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算についても同様に計算しております。）は、本取締役会決議日の直前営業日（2024年11月29日）の終値である253円に対して4.74%のプレミアム、本取締役会決議日までの直前3ヶ月間（2024年8月30日～2024年11月29日）の当社普通株式終値単純平均265円と同額、直前6ヶ月間（2024年5月30日～2024年11月29日）の当社普通株式終値単純平均270円に対して1.85%のディスカウントとなっております。

なお、当社の監査役3名（うち社外監査役3名）は、当該払込金額について、特に有利な金額には該当せず、当該払込金額は適法である旨の意見を表明しております。

かかる発行価格は、発行価格を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、以上のことから、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は113,200株(議決権数1,132個)であり、2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数7,124,160株(総議決権数69,211個)を分母とする希薄化率は1.59%(議決権ベースでの希薄化率は1.64%)となり、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本第三者割当増資を行うことで、当社及び割当予定先との関係構築を強化し、中長期的な発展を推進していくことから、将来的な収益力の増加を見込んでおり、それらが企業価値及び株主価値の向上に資すると考え、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
FLYING BIRD株式会社	東京都港区新橋1丁目18-21 第一比谷ビル5F	1,672,900	24.17	1,672,900	23.78
飛鳥 貴雄	東京都港区	754,000	10.89	754,000	10.72
株式会社大石キャピタル	東京都港区元麻布1丁目3番1 号2106	676,700	9.78	346,700	4.93
大石 崇徳	東京都港区	-	-	330,000	4.69
根来 伸吉	東京都武蔵野市	275,200	3.98	275,200	3.91
三菱UFJキャピタル6号投資 事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番 4号	203,940	2.95	203,940	2.90
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	155,200	2.24	155,200	2.21
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	133,900	1.93	133,900	1.90
株式会社ジーニー	東京都新宿区西新宿六丁目8番 1号	-	-	113,200	1.61
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1 号 赤坂インターシティAIR	83,100	1.20	83,100	1.18
SBSホールディングス株式会 社	東京都新宿区西新宿8丁目17番 1号	80,080	1.16	80,080	1.14
株式会社ブリーチ	東京都目黒区上目黒2丁目1番 1号 中目黒GTタワー21階	56,400	0.81	56,400	0.80
計	-	4,091,420	59.11	4,204,620	59.77

(注)1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年6月30日現在の株主名簿の株式数によって算出しております。当社は、2024年6月30日現在、自己株式197,900株を保有していますが、上記の大株主から除いています。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年6月30日現在の総議決権数(69,211個)に本第三者割当により増加する議決権数1,132個を加えた数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

4. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

5. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は株式会社大石キャピタルが2024年9月17日付で関東財務局へ提出した変更報告書No.1の内容を反映しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期）及び半期報告書（第21期中）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年12月2日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年12月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期）の提出日（2024年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年12月2日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年3月27日提出）

#### 1 提出理由

2024年3月26日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月26日

##### (2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、飛鳥貴雄、根来伸吉、松田淳、大山俊介、齋藤利勝の5名を選任するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案						
飛鳥 貴雄	44,156	3,004	-	2	(注)	可決 93.63
根来 伸吉	45,065	2,095	-	2	(注)	可決 95.55
松田 淳	45,779	1,381	-	2	(注)	可決 97.07
大山 俊介	45,206	1,954	-	2	(注)	可決 95.85
齋藤 利勝	45,257	1,903	-	2	(注)	可決 95.96

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第21期中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A

4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

**独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書**

2024年 3月26日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦  
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

one move株式会社の株式の取得価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおり、会社は2023年7月にone move株式会社（以下「one move社」という。）の株式を取得することで、同社を子会社とした。one move社の株式の取得価額は76,500千円、取得時に発生したのれんの金額が64,394千円であり、取得価額に占めるのれんの割合が84%を占め、また、当連結会計年度末日現在、のれんの金額は61,040千円であり、総資産の2%を占めている。</p> <p>連結財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、会社は、取得にあたりone move社の将来の事業計画及び当該事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りが合理的であることを検討し、将来キャッシュ・フローを割引現在価値に割り引く評価技法（以下「DCF法」という。）で算定される株式価値に基づいて取得価額の合理性を評価した。当該事業計画の策定には、将来の売上高成長率の予測、その基礎となる人員計画及び人件費の増加予測といった重要な仮定が用いられていることから、不確実性を伴う。また、株式価値の評価技法の選択及び適用並びにDCF法を用いた株式価値算定の主要な前提である割引率の算定には高度な専門的知識を必要とする。</p> <p>また、one move社の株式価値を算定するために用いた評価技法や仮定が適切でない場合には、同社の株式取得価額と純資産の差額として算出されたのれんの金額に影響が及ぶため、結果としてのれんが適切に評価されないリスクがある。</p> <p>以上から、当監査法人は、one move社の株式の取得価額の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、one move社の株式の取得価額の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>株式の取得価額の算定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ one move社の事業計画に関する重要な仮定の適切性の検討を含む、取締役会による株式取得の承認に関する内部統制</li> </ul> <p>(2)取得価額の合理性の評価</p> <p>株式価値評価において将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となったone move社の事業計画に含まれる重要な仮定に関して、投資担当者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の売上高成長率について、過去及び直近の成長率の実績及び同業種の企業の成長率と比較をすることで、その合理性を評価した。</li> <li>・ 将来の売上高成長率の基礎となる、人員計画の実現可能性について、過去及び直近の採用実績と比較することで、その合理性を評価した。</li> <li>・ 人件費の増加予測に係る見積りの合理性を評価するため、人員計画及び人件費の過去及び直近の実績と比較検討した。</li> </ul> <p>また、当監査法人の国内ネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させ、株式価値の評価技法の選択及び適用並びにDCF法を用いた株式価値算定の主要な前提である割引率の算定の合理性を評価した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピアラの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ピアラが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

2024年3月26日

株式会社ピアラ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中井 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 敦

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

one move株式会社の株式の取得価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、会社が貸借対照表に計上している関係会社株式のうち78,100千円は、当期取得した子会社である株式会社one move（以下「one move社」という。）の株式であり、総資産の2%を占めている。</p> <p>会社は、取得にあたりone move社の将来の事業計画及び当該事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りが合理的であることを検討し、将来キャッシュ・フローを割引現在価値に割り引く評価技法（以下「DCF法」という。）で算定される株式価値に基づいて取得価額の合理性を評価した。当該事業計画の策定には、将来の売上高成長率の予測、その基礎となる人員計画及び人件費の増加予測といった重要な仮定が用いられていることから、不確実性を伴う。また、株式価値の評価技法の選択及び適用並びにDCF法を用いた株式価値算定の主要な前提である割引率の算定には高度な専門的知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、one move社の株式の取得価額の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「one move株式会社の株式の取得価額の合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月14日

株式会社ピアラ  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中井 修指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 敦

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。